

発議案第 1 号

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 2 月 9 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議会運営委員長 松 崎 栄 二

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会を会議規則に規定し公務と定め、報酬及び費用弁償を支給するとともに、委員会提出議案の撤回又は訂正の請求方法を規定し、あわせて条番号等の整理を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する
規則

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人（第77条の2—第77条の8）」を「及び参考人（第78条—第84条）」に、「第78条—第82条」を「第85条—第89条」に、「第83条—第87条」を「第90条—第94条」に、「第88条—第103条」を「第95条—第110条」に、「第104条・第105条」を「第111条・第112条」に、「第106条—第117条」を「第113条—第124条」に、「第118条・第119条」を「第125条・第126条」に、「第120条—第130条」を「第127条—第137条」に、「第131条—第137条」を「第138条—第144条」に、「第138条—第142条」を「第145条—第149条」に、「第143条—第151条」を「第150条—第158条」に、「第152条—第157条」

を「第159条—第164条」に、
「第7章 議員の派遣（第158条）
第8章 補則（第159条）」

「第7章 協議又は調整を行うための場（第165条）
を 第8章 議員の派遣（第166条） に改める。
第9章 補則（第167条）」

第19条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第27条中「第25条」の次に「（選挙の宣告）」を加える。

第37条第1項中「第133条」を「第140条（請願の委員会付託）」に改める。

第44条第2項中「第38条」の次に「（付託事件を議題とする時期）」を加える。

第64条中「第56条」の次に「(質疑の回数)」を、「第60条」の次に「(質疑又は討論の終結)」を加える。

第74条中「第27条」の次に「(議場の出入口閉鎖)」を、「第28条」の次に「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」を、「第29条」の次に「(投票)」を、「第30条」の次に「(投票の終了)」を、「第31条」の次に「(開票及び投票の効力)」を、「第32条」の次に「(選挙結果の報告)」を、「第33条」の次に「(選挙関係書類の保存)」を加える。

第8章中第159条を第167条とし、同章を第9章とする。

第7章中第158条を第166条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下この条において「協議等の場」という。)を次のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を臨時に設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者及び設置期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第6章中第157条を第164条とし、第154条から第156条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条中「第37条」の次に「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を加え、同条を第160条とする。

第152条第2項中「第49条」の次に「(秘密の保持)」を加え、「第

105条第2項」を「第112条（秘密の保持）第2項」に改め、同条を第159条とする。

第5章中第151条を第158条とし、第143条から第150条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第142条を第149条とする。

第141条中「第37条」の次に「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を加え、同条を第148条とする。

第140条を第147条とし、第139条を第146条とし、第138条を第145条とする。

第3章中第137条を第144条とし、第131条から第136条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第130条を第137条とし、第129条を第136条とし、第128条を第135条とする。

第127条中「第28条」の次に「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を、「第29条」の次に「（投票）」を、「第30条」の次に「（投票の終了）」を、「第31条」の次に「（開票及び投票の効力）」を、「第32条」の次に「（選挙結果の報告）」を加え、同条を134条とする。

第126条を第133条とし、第120条から第125条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第119条を第126条とし、第118条を第125条とする。

第2章第4節中第117条を第124条とし、第108条から第116条までを7条ずつ繰り下げる。

第107条中「、及び」を「及び」に改め、同条を第114条とする。

第106条を第113条とする。

第2章第3節中第105条を第112条とし、第104条を第111条とする。

第2章第2節中第103条を第110条とし、第98条から第102条までを7条ずつ繰り下げる。

第97条中「、期間等」を「及び期間等」に改め、同条を第104条とする。

第96条を第103条とし、第88条から第95条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第82条を第89条とし、第81条を第88条とする。

第80条中「第65条」の次に「（発言の取消し又は訂正）」を加え、同条を第87条とする。

第79条を第86条とし、第78条を第85条とする。

第1章第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第77条の8を第84条とし、第77条の7を第83条とし、第77条の6を第82条とし、第77条の5を第81条とし、第77条の4を第80条とし、第77条の3を第79条とし、第77条の2を第78条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則案
新旧対照条文

(下線は改正部分)

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人(第77条の2～第77条の8)</u></p> <p>第10節 <u>会議録(第78条～第82条)</u></p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 <u>総則(第83条～第87条)</u></p> <p>第2節 <u>審査(第88条～第103条)</u></p> <p>第3節 <u>秘密会(第104条・第105条)</u></p> <p>第4節 <u>発言(第106条～第117条)</u></p> <p>第5節 <u>委員長及び副委員長の互選(第118条・第119条)</u></p> <p>第6節 <u>表決(第120条～第130条)</u></p> <p>第3章 <u>請願(第131条～第137条)</u></p> <p>第4章 <u>辞職及び資格の決定(第138条～第142条)</u></p> <p>第5章 <u>規律(第143条～第151条)</u></p> <p>第6章 <u>懲罰(第152条～第157条)</u></p> <p><u>第7章 議員の派遣(第158条)</u></p> <p><u>第8章 補則(第159条)</u></p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>—</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、<u>第25条</u>の規定による宣告の後、議場の</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人(第78条～第84条)</u></p> <p>第10節 <u>会議録(第85条～第89条)</u></p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 <u>総則(第90条～第94条)</u></p> <p>第2節 <u>審査(第95条～第110条)</u></p> <p>第3節 <u>秘密会(第111条・第112条)</u></p> <p>第4節 <u>発言(第113条～第124条)</u></p> <p>第5節 <u>委員長及び副委員長の互選(第125条・第126条)</u></p> <p>第6節 <u>表決(第127条～第137条)</u></p> <p>第3章 <u>請願(第138条～第144条)</u></p> <p>第4章 <u>辞職及び資格の決定(第145条～第149条)</u></p> <p>第5章 <u>規律(第150条～第158条)</u></p> <p>第6章 <u>懲罰(第159条～第164条)</u></p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場(第165条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣(第166条)</u></p> <p><u>第9章 補則(第167条)</u></p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</u></p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、<u>第25条(選挙の宣告)</u>の規定による宣告の後、</p>

出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第133条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、会議に諮って委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

第9節 公聴会、参考人

第77条の2～第79条 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第140条 (請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、会議に諮って委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条 (付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条 (質疑の回数)及び第60条 (質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条 (議場の出入口閉鎖)、第28条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条 (投票)、第30条 (投票の終了)、第31条 (開票及び投票の効力)、第32条 (選挙結果の報告)第1項及び第33条 (選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

第9節 公聴会及び参考人

第78条～第86条 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 (発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

<p><u>第81条～第96条</u> (略)</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p><u>第97条</u> 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、その事項、目的、方法、<u>期間等</u>をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p><u>第98条～第106条</u> (略)</p> <p>(委員の発言)</p> <p><u>第107条</u> 委員は、議題について自由に質疑し、<u>及び意見を述べる</u>ことができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p> <p><u>第108条～第126条</u> (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p><u>第127条</u> 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条</u>、<u>第29条</u>、<u>第30条</u>、<u>第31条</u>及び<u>第32条</u>第1項の規定を準用する。</p> <p><u>第128条～第140条</u> (略)</p> <p>(資格決定の審査)</p> <p><u>第141条</u> 前条の要求については、議会は、<u>第37条</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p><u>第142条～第151条</u> (略)</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p><u>第152条</u> (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第49条</u>第2項又は<u>第105条</u>第2項の</p>	<p><u>第88条～第103条</u> (略)</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p><u>第104条</u> 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、その事項、目的、方法<u>及び期間等</u>をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p><u>第105条～第113条</u> (略)</p> <p>(委員の発言)</p> <p><u>第114条</u> 委員は、議題について自由に質疑し<u>及び意見を述べる</u>ことができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p> <p><u>第115条～第133条</u> (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p><u>第134条</u> 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条</u> (<u>投票用紙の配布及び投票箱の点検</u>)、<u>第29条</u> (<u>投票</u>)、<u>第30条</u> (<u>投票の終了</u>)、<u>第31条</u> (<u>開票及び投票の効力</u>) 及び<u>第32条</u> (<u>選挙結果の報告</u>) 第1項の規定を準用する。</p> <p><u>第135条～第147条</u> (略)</p> <p>(資格決定の審査)</p> <p><u>第148条</u> 前条の要求については、議会は、<u>第37条</u> (<u>議案等の説明、質疑及び委員会付託</u>) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p><u>第149条～第158条</u> (略)</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p><u>第159条</u> (略)</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第49条</u> (<u>秘密の保持</u>) 第2項又は</p>
--	--

規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第153条 懲罰については、議会は、第37条 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第154条～第157条 (略)

—

第7章 (略)

(議員の派遣)

第158条 (略)

第112条 (秘密の保持) 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第161条～第164条 (略)

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下この条において「協議等の場」という。)を次のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を臨時に設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者及び設置期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 (略)

(議員の派遣)

第166条 (略)

第8章 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第159条 (略)

第9章 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第167条 (略)